

令和6年11月10日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザの殺処分終了について
(2例目：第5報)

胎内市で発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜については、以下のとおり殺処分が終了しました。引き続き、埋却、農場の清掃・消毒作業等を継続して実施します。

記

1 殺処分終了日時

令和6年11月10日（日曜日） 9時00分

2 殺処分羽数

337,083羽（速報値）

3 その他

- (1) 我が国では、これまで家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

<この記載事項に関する問い合わせ先>

新潟県鳥インフルエンザ対策本部

防疫対策班 担当 安藤

電話 025-282-1733

内線 6523